令和7年3月13 日

事　　業　　主　　}
個　人　加　入　　} 組合員　各位

東京都薬剤師国民健康保険組合

保 険 料 のお知 らせ

日頃より当組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、3月12日に開催した第66回通常組合会において、下記のとおり令和7年度保険料を改正する組合規約改正案を議決いたしましたのでお知らせします。

〇 介護納付金分保険料（月額）　　　　　現行５，000円 → 改正後5，500円
（令和7年４月分保険料から適用）

〇 改正理由 ： 介護保険料は、介護保険に該当する方から保険料として賦課することで預かり、組合がまとめて納付していますが、過去4年に亘りその収支がマイナスになっており、その不足分を医療費分保険料で賄っている現状を是正するものです。

何卒、この度の保険料改定についてご理解いただきたく、また、従業員の皆様にもこのことをお伝えいただきたく、お願い申し上げる次第です。

＜令和7年度東京都薬剤師国民健康保険組合保険料等＞

区　分				賦課額（月額）
被保険者	保険料	事業主組合員		26，000 円
		特例組合員		16，000 円
		従業員	薬剤師	21,500 円
			その他	16，000 円
		家族	未就学児	6，000 円
			その他	9，000 円
	後期高齢者支援金		未就学児	0 円
			その他	3，500 円
	介護保険料（満 40 歳～64 歳の者）			5，500 円 （令和７年４月１日から適用）
後期高齢者組合員（75 歳以上の者）				2，500 円